

## 令和2年度第1回印西市地域公共交通会議 会議録

開催日時	令和2年7月2日（木）午後1時30分から
開催場所	印西市役所 別館1階 農業委員会会議室
出席者	小林正博会長、佐藤信之副会長、市東浩美委員、豊田裕子委員、茨木隆郎委員、市之瀬聡委員、石橋速人委員、石川浩久委員、菅野八重子委員、織原拯委員、加藤弘正委員、浦川真一委員（代理 富田様）、三上達也委員、徳永昌子委員、石井隆委員、和田賢太郎委員、渡邊彰委員（代理 青木様）、佐藤義尚委員、成清勇輔委員（代理 吉竹様）松本直範委員（代理 金田様）、石井順也委員、
欠席者	岩崎員幸委員、香西邦宏委員、湯浅康弘委員、成田斉委員、増田崇委員、川嶋一郎委員、富澤実委員
事務局傍聴者	交通政策課 本多課長、小林係長、鈴木係長、成田主査、阿部主査 5名

### 次 第

- 1 開会
- 2 新委員の紹介
- 3 会長挨拶
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 協議事項
  - (1) ふれあいバス印旛・本埜支所ルートにおける令和3年度生活交通確保維持改善計画の認定申請について
  - (2) 生活バス ちばにう 直行ルートの取り扱いについて
- 6 その他
- 7 閉会

### 会議録（要約）

## 1 開会

(事務局) ただいまから、令和2年度第1回印西市地域公共交通会議を始めさせていただきます。

## 2 新委員の紹介

(事務局) それでは次第の2、新委員紹介に移らせていただきます。

人事異動により交代となった3名の委員紹介

事務局の交通政策課職員5名の自己紹介

## 3 出欠の報告

(事務局) 議事に入ります前に、本日の委員の出欠につきまして、ご報告いたします。

No15、岩崎委員、No16、香西委員、No22、湯浅委員、No23、成田委員、No25、増田委員、No26、川嶋委員、No27、富澤委員におかれましては、本日欠席でございます。

また、代理出席のご報告といたしまして、No. 10 浦川真一委員の代理として富田様、No. 17 渡邊彰委員の代理として青木様、No. 19 成清勇輔委員の代理として吉竹様、No. 20 松本直範委員の代理として金田様にご出席いただいております。

No. 2 豊田委員におかれましては、お仕事の都合で遅れて出席されるとの事前連絡がありました。

現在の出席委員は、28名中20名で、印西市地域公共交通会議設置要綱第7条第3項により成立いたしますことをご報告いたします。

(事務局) また、本日の会議につきましては、印西市地域公共交通会議設置要綱第7条第6項の規定に基づき、公開とさせていただきます。本日の会議においては、傍聴の申し出がありますので、傍聴者を入室させていただきたいと思っております。

### 【 傍 聴 者 入 室 】

(事務局) また、本日の会議でございますが、会議録作成のため、録音させていただきますので予めご了解ください。

## 4 新会長挨拶

(事務局) 続きまして、新会長挨拶に移ります。小林会長、お願いいたします。

### 【 会 長 挨 拶 】

(事務局) それでは、協議事項に入らせていただきますが、議事進行につきましては、小林会長にお願いいたします。

## 5 会議録署名委員の指名

(会 長) それでは、議長を務めさせていただきます。協議事項に入る前に、次第の4といたしまして、会議録署名委員の指名をいたします。本日の会議の会議録署名委員につきましては、石井隆委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 6 協議事項

(会 長) それでは、次第の5、協議事項に入ります。

### (1) ふれあいバス印旛・本埜支所ルートにおける令和3年度生活交通確保維持改善計画の認定申請について

(会 長) 事務局より説明をお願いします。

(事務局) 協議事項(1) ふれあいバス印旛・本埜支所ルートにおける令和3年度生活交通確保維持改善計画の認定申請について、ご説明いたします。

#### 【資料1 事務局説明】

(会 長) 事務局から(1)についてご説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員) ふれあいバスに乗っている方の分析はありませんか。

(事務局) ふれあいバスを委託しているレインボーバス(株)で子どもと大人の利用者数の分析がありますので、後ほどお示しします。

(委 員) 令和元年度は前年度より平均で8人減っているが、新型コロナウイルスの影響ですか。

(事務局) 本日配布した当日配布資料に、ふれあいバスの令和元年度実績、かつ今年度4月5月の新型コロナウイルスの影響を含めて掲載してあります。印旛・本埜支所ルートについては、昨年10月にダイヤ改正を行い、また本埜支所にルートを延伸した影響もあり、昨年度の後半、10月からマイナスが続いています。ここから乗客数が戻ってきつつあった中、新型コロナウイルスの影響が出ました。

(会 長) 他にご質問等ございますか。

質疑がないようですので、協議事項(1) ふれあいバス印旛・本埜支所ルートにおける令和3年度生活交通確保維持改善計画の認定申請について、ご異議ございませんでしょうか。

## 【異議なしの声あり】

(会 長) 異議なしと認めます。

協議事項(1) ふれあいバス印旛・本埜支所ルートにおける令和3年度生活交通確保維持改善計画の認定申請については協議が整いました。

## (2) 生活バス ちばにう 直行ルートの取り扱いについて

(会 長) 続きまして、協議事項(2) 生活バス ちばにう 直行ルートの取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

## 【資料2 事務局説明】

(事業者) 協議内容2について、皆様にお詫びとお願いをさせていただきます。

まず、なぜ減便に至ったかということですが、直行ルートをご利用の皆さんが自宅近くからバスに乗れる北環状線に移行し、乗車人数が減り出しました。それから印西牧の原ルートの遅れがひどく、また車両の故障が続き、ドライバーのストレスが増大となり、このような状況が続けられない判断のもとに本数を減らしたという経緯がございました。運輸支局に手続きをする前に減便したことはお叱りを受けて然るべきです。ただし、故障で皆様に不便をおかけしているかというところでもない。皆さん乗り継ぐのが良いものを選んでいる。そのため便数が減っても乗客数は減っていません。そういう中で行動をしたものですが、会議をないがしろにしてしまったことも併せて本当に申し訳ないと思っております。ここでお詫びさせていただきます。

(会 長) 事務局より説明がありましたとおり、直行ルートについては、2つの内容がございますが、協議事項といたしましては、協議運賃の廃止という点でございます。まずはこちらからお諮りしたいと思います。ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくをお願いします。

(委 員) ニュータウンの方の希望でできたバスですよね。できる時に300円という金額でいきますよということで、皆さん応援した。できあがった後、他のルートもできたから、バスが足りないから減便するというのはいかがなものでしょうか。北総鉄道の料金が高いということで、300円という料金に設定されたと思いますが、それをこれから自由にしますよということもいかがかと思えます。

(事業者) 本数の減便については、北環状線と合わせると本数は増えています。運賃も300円でやっていく中で、北総鉄道さんの半額の運賃でやっていこうという努力は継続していますので、基本的には変わらないという捉え方をさせていただきたいと思えます。

- (委員) 自由に変えられますよということについて、いかがですかということです。
- (事業者) 運賃設定の段階で運輸支局に申請を出し、許可をいただきます。その中で賃率を申請しますが、上限、下限がいくらかが示されるので、その中で料金300円を設定しています。ですから、400円、500円にすることはできない。この枠の中であれば消費税分を値上げするくらいの移動しかありません。
- (委員) 協議路線を外すと、勝手に運賃が変えられるのかなという感覚です。上限、下限はいくらですか。
- (事業者) 千葉ニュータウンから新鎌ヶ谷までの料金設定で計算しますと、400円が最大となります。路線設立の意図は、北総鉄道の半額を目指して始めていますので、これを守って大きくは変わりません。400円にできるから400円にしようということではありません。
- (委員) 400円にしないという言葉はどこまで信じていいのでしょうか。何年間は値上げはしない、北総鉄道が値上げとなったら何%値上げなど具体的なことが示されない。
- (事業者) 今300円の設定ですが、消費税が上がったときにも値上げはしていません。このままでも何十年も続けることはできません。会社が存続することで路線が維持されるので、運営可能な運賃ということになります。しかし、運行を開始した成り行きは北総鉄道の半額を目指そうということなので、自由になったから運賃を倍にしようということはありません。全く変更しませんということではありませんが、現在の300円に沿ってという考え方になるので、消費税分くらいは上がるかもしれませんが、自由になったからいくらでもということではありません。
- (委員) もともと料金設定をなぜ300円にしたかという経緯と、同業者の反対を押し切って、設定した運賃です。バスが少なくても許可してほしいということで、交通会議に諮った。バスの数が増えたので、協議運賃から外してくださいというのはいかがでしょう。協議運賃から外さず、このままにすれば良いのではないのでしょうか。
- (委員) 協議運賃を外した上で、現在の運賃を維持するということですか。
- (事業者) 300円に近いと言ってもらった方が良くと思います。消費税が上がった時に消費税を上げていませんので。
- (委員) 市民の後ろ盾でできたものなので、その方たちの理解を得られていれば良いのかなと思います。市民寄りできて、北総鉄道の運賃の半額ということで、これが一つの売りとなって支持を得ていた。新型コロナや人手不足や働き方改革などでコストが上がってき

たことはどうしようもない。交通会議でも環境の変化に対して、配慮していくべき。その上で協議運賃を外しても交通会議に報告するという約束をしていただくということが必要ではないか。

(委員) 協議路線ではいけない理由が何かあるのですか。

(事務局) ふれあいバスの協議運賃は、不便な地域で、民間の路線バスを走らせても採算が取れないような場所でバスを走らせて、高齢者対策、生活の足がない交通弱者に対してケアをしていこうという時に、その運賃がどんどん上がってってしまうものではなく、地域に根差して100円でやっていこうというものでした。こういったケースが協議運賃です。生活バスちばにうは過疎地を走っているわけではなく、街中を走っている。これを協議運賃として取り扱うべきかどうか。

(会長) 料金を改定する前に、交通会議にその旨の報告をすることは可能でしょうか。

(事業者) こういう時刻表で料金はいくらでという話は、事前に報告します。

(会長) ほかにご意見、ご質問ございますか。

(会長) 本件については2度目の協議ですので、本会議としましてもここで結論を出したいと思えます。そのために挙手により採決を行うことに対してよろしいかどうかをまず伺いたします。挙手による採決に対してご異議ございませんでしょうか。

#### 【異議なしの声あり】

(会長) それでは、お諮りします。生活バス ちばにう 直行ルート取り扱いについて、協議運賃の廃止についてご異議のない方は挙手願います。

#### 【挙手多数】

(会長) 挙手多数でございますので、生活バス ちばにう 直行ルート取り扱いについては協議が調いました。  
続きまして、生活バス ちばにう 直行ルート取り扱いについてのご意見をいただく項目といたしまして、直行ルートの減便につきましてご意見をいただきたいと存じます。

(委員) 直行ルート以外に同じ千葉ニュータウン中央へ行く便があるということなので、減便については、納得しています。

(委員) 運輸支局の方に質問です。勝手に変えてしまって良いということですか。他の事業者は土日で利用者があまりいない時間帯もバスを走らせてくれているから生活できています。直行ルートは、土日全部なくなってしまうので、変え方がすごく大きいです。1時間に1本や2本は仕方がないと思いますが、ゼロにしてしまうことが他のバス会社さんでもあるのですか。乗ろうとしたら、今週から日曜日はないということにして良いのですか。そういうこともあるのでしょうか。

(委員) 運行回数を変更する場合、事前に届出が必要となります。今回、事前に届出がないことは大変遺憾に思っていますし、厳しく指導しました。減便について、土日に全くなくなってしまうというのは、利用者がどれくらいいるかを調べて、事前に地域の利用者や自治体とも話をした上で変えるべきです。

(委員) 儲かる時間はバスを出し、儲からない時間はバスを出さなくて良いのでしょうか。

(事業者) 千葉ニュータウンから新鎌ヶ谷までバスで行くとき、直行ルートが30分で行くところを北環状線ルートが40分かかります。10分多くかかりますが、全くゼロという考え方はしていません。なぜならば発が千葉ニュータウンで、新鎌ヶ谷まで行くということですので、10分余分にかかりますが、乗っていただくことはできると会社は解釈しています。ゼロではない、行く手段が全くないということではないということです。バス停も同じ所から出て同じ所に到着しているという考え方をすればゼロではないという考え方です。

(委員) 減便は、交通会議で承諾を得ないとしないということですか。それとも報告だけでいいですか。

(事務局) 減便については、事前に交通会議で皆さんの理解を得るべきでしたが、今回は既に実施しており、ここでの意見で変わる状況ではなくなっています。しかし大きな減便となるので、この場で話を出さないわけにはいかないという中で、順番が逆となってしまっていますが、今回話を出しました。今回はご意見をいただくのみで、それにより覆える性質のものではありません。ご意見を皆様からいただきたいということです。

(委員) 今後はどうなのでしょう。

(委員) 協議路線の対象から外れますと一般の乗合バスの路線と同じ扱いになります。事前に自治体などに話はしておいてほしいと思います。

(会長) 通常のプロセスですと、減便をする前に交通会議に諮って意見を聞くという段階を踏んでから減便ということになりますが、会議として減便をしてはいけないという結論に至

っても効力がなく、意見を聞くに止まるということですか。

(委員) 協議の対象の路線となっていれば、事前に協議をするのですが、今後協議の路線から外れるということなので、一般の乗合バスと同じ扱いとなります。事前に自治体に話をし、理解を得る努力をする必要はあると思いますが、交通会議に諮ったり、報告したりする必要はなくなります。

(委員) 何をもって国土交通省は許可をしたのでしょうか。出されたものは拒否できないのでしょうか。交通会議を通していなくても良いのでしょうか。

(委員) 要件を満たしていれば届出は受理します。

(委員) 地方の自治体の意見、利用者の意見は、国には関係ないのでしょうか。

(委員) 本来ならば、事業者から事前に説明しておくべきでしたが、今回は既に変更されていて、その後の届出でした。

(委員) やったもの勝ちということですか。

(委員) 指導しています。

(委員) 全国に交通会議がありますが、認可をする方はこういった会議は関係ないということですか。

(委員) 関係ないということではありません。

(事務局) 交通会議の皆さんの声は大切です。昨年度は大成交通さんやちばレインボーバスさんのダイヤ変更などについて、お話をいただきましたが、交通会議に報告をすればよいことになっています。ただ、事業者の皆さんも交通会議での意見は真摯に考えてくださっています。例えば、なの花交通さんが六合路線を変える時に、電車とドッキングさせた方が良いのではという意見が交通会議で出されました。これに対して、なの花交通さんはその意見に沿うようにダイヤを調整したという案件もございます。皆さんの意見がないがしろになっているわけではありません。事業者さんや我々事務局も調整して千葉運輸支局に持っていつています。皆さんの意見を届けるようにしています。

(委員) 海外では地域の交通モビリティを維持、保障するのは自治体の責任で、事業者は最低限のサービスは行っていかなければならないというのが制度としてあります。日本は儲からない路線に対する手当、保障が場当たりのです。国の制度自体が問題なのかという気がします。国の制度に対して色々と意見を出して行くことが必要と思います。

また、公共交通会議という性格づけが、協議会に委員として入ることがなかなかない市民が行政と交通事業者の協議に直接意見を述べられるそういう場です。民主的な手続きとして一歩進歩した、更に充実していかなければなりません、そういう公共交通会議ができた、市民が委員として入る意義を理解していくしかないと思います。

それから今の話と関連して、ちばレインボーバスの高花線ですが、もともと鎌ヶ谷観光の直行ルートの設定に対して同時期に運行を開始しました。走り始めた経緯を考えると、直行ルートの土日がなくなると競合関係にある高花線、走る意義はどうなるのかなと思います。

(委員) 運行ルートの本数については、運輸局の指導が入ったので、承認しようかと思います。ただ、交通会議を利用して一般路線に出たいという形は遺憾に思います。話は変わりますが、一点我慢ができないことがあります。生活バス ちばにう の生活バス友の会の世話人であり、白井市議会議員の方がブログで、2月3日、4日に開かれた印西市と鎌ヶ谷市の地域公共交通会議の様子について記載しています。その中で「鎌ヶ谷観光バスさんが時刻表を変えたことについて、面白く思わない事業者からの発言があった」ということが書かれています。これは、鎌ヶ谷観光さんが世話人の方にそう言われたのでしょうか。それとも世話人の方が勝手に書かれたのでしょうか。一市民の方ではなく、市議会議員の方が言われていることに納得ができません。

(事業者) 友の会の皆さんには、反対にあったということはお伝えしましたが、嫌み的な要素を含んだそういったお話はしていません。「鎌ヶ谷市の交通会議は流れています。印西市の交通会議も同じパターンで流れました。」というお話はしました。

(委員) 鎌ヶ谷市と印西市の交通会議委員である事業者は、鎌ヶ谷観光さんと私しかいない。その辺が納得がいかない。きちんとやっていただきたいと思います。

(会長) 今回は減便してからの意見聴取となって逆の形をとっていますが、これについては会議としていかなものかという意見がありますので、その辺は踏まえていただきたいと思います。ほかにご意見ありますか。

(会長) 意見がないようですので、(2)につきましては、以上で終了します。以上をもちまして、本日の協議はすべて終了いたしました。会議進行にご協力をいただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

## 7 その他

(事務局) ありがとうございました。それでは続きまして、次第の6のその他でございます。事務局から印西市地域公共交通計画について説明し、委員へ意見書提出を依頼。事務局から令和元年度 ふれあいバス・スワン号・宗像路線の利用実績報告。

## 8 閉会

(事務局) それでは、以上をもちまして「令和2年度第1回印西市地域公共交通会議」を終了いたします。ありがとうございました。

令和2年度第1回印西市地域公共交通会議の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和2年7月27日

委員 石井 隆